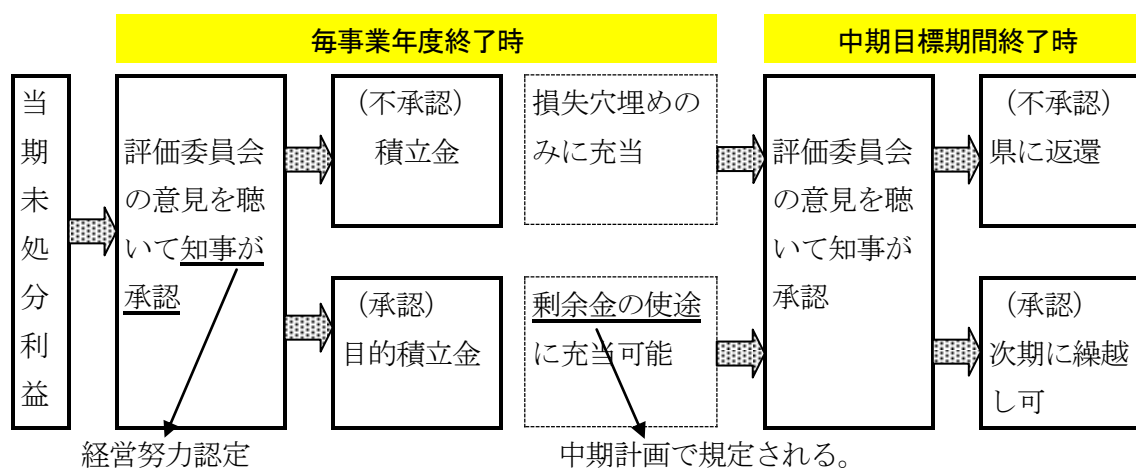


## 積立金の処分について

### 1. 趣旨（地方独立行政法人法）

- 県立大学の各年度の決算で発生した剰余金は、地方独立行政法人法の規定により毎年度評価委員会の意見を聴き、目的積立金としている。（知事承認事項）
- 剰余金（積立金）は、中期目標期間終了時に地独法の規定により評価委員会の意見を聴き、次期中期目標期間における業務の財源に充てることができる。（知事承認事項）

### 2. 剰余金制度の概要



※第1期中期目標期間（H19～H24）における剰余金：496百万円（H24年度末）

### 3. 剰余金

単位：百万円

剰余金	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計	備考
当期総利益（剰余金）	213	165	117	5	10	7	517	
剰余金累計	213	378	495	479	489	496	496	

### 4. 要因

- ①標準収入を越える 授業料、入学金
- ②外部資金の獲得

### 5. 剰余金の取り扱い方針案

- ①第1期の剰余金494百万円の第2期中期目標期間への繰越を承認。
- ②平成19年度に経営努力認定基準を満たせず積み立てた183万円を県に返還。

## 参考

### ○地方独立行政法人法第40条

- 第四十条** 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
  - 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。
  - 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
  - 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。